



課 総 12 - 90
令和6年12月27日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁 課税部 課税総括課長
菅 哲人

「財産債務調書制度」及び「国外財産調書制度」に関する周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

財産債務調書及び国外財産調書については、提出義務者が自らの財産若しくは債務又は国外財産に係る情報を記載して提出するという点で他の法定調書とは異なっていることから、制度の理解促進等を通じて、提出義務者の自発的かつ適正な提出を促すことが重要であると考えております。

このため、国税当局においては、様々な機会を捉えて制度の周知広報施策等に努めているところですが、更なる制度理解の促進に向けて、別紙を御活用いただき、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますよう、御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、各税理士の皆様におかれましては、顧問先の方々に対しましても、周知を行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

連絡先：国税庁 課税部 課税総括課
電 話：03-3581-4161（代表）
担 当：渡辺・磯部（内線 3304）

財産債務調書・国外財産調書に関する周知依頼について

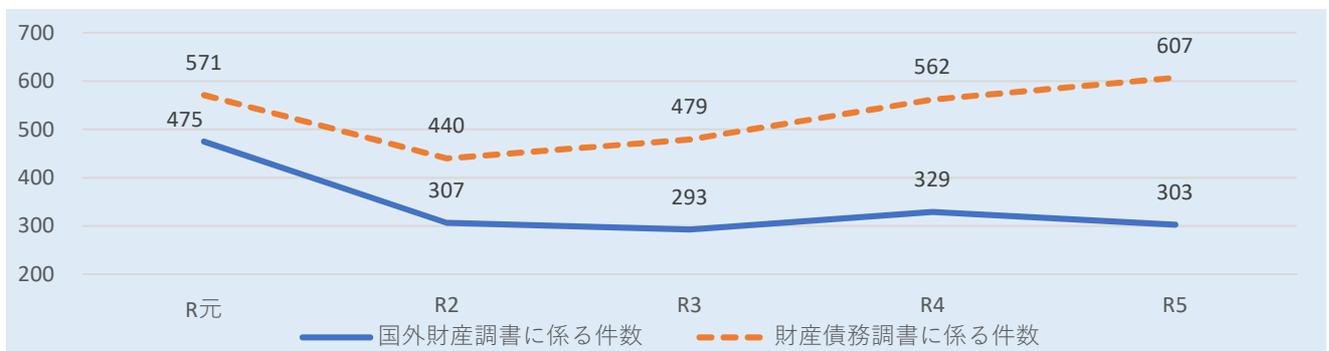
1 財産債務調書・国外財産調書の適正な提出に向けた国税当局の取組状況

- 財産債務調書及び国外財産調書については、提出義務者が自らの財産若しくは債務又は国外財産に係る情報を記載して提出するという点で他の法定調書とは異なっていることから、制度の理解促進等を通じて、提出義務者の自発的かつ適正な提出を促すことが重要であると考えております。
- このため、国税当局においては、様々な機会を捉えて制度の周知・広報に努めているほか、調書の提出を要すると見込まれる方や提出内容に不備がある方に対して文書照会を行うなどの取組を実施しております。

2 依頼事項

- 国税当局においては、上記1のとおり、適正な調書の提出に向けた取組を実施しているところですが、例年、過少申告加算税及び無申告加算税の加重措置の適用事例が一定数発生している状況です。
※ 調書の提出が提出期限内にない場合又は提出された調書に記載すべき財産等の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）において、その財産等に関して所得税・相続税（財産債務調書にあっては、所得税）の申告漏れが生じたときは、その財産等に係る過少申告加算税又は無申告加算税が5%加重されます。
- また、令和4年度税制改正において、令和5年分の財産債務調書から10億円以上の財産を保有する者が所得金額にかかわらず提出義務者とされたほか、両調書に係る提出期限や記載内容の見直し等が行われたことなどを踏まえ、国税庁においては、制度の更なる周知・広報に努めることとしております。
- つきましては、別添資料をご活用いただき、制度の理解促進に向けてご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。
また、各税理士の皆様におかれましては、顧問先の方々に対しましても周知を行っていただきますようお願い申し上げます。
- 各調書の提出に当たっては、e-Taxをご利用いただくほか、e-Taxの利用勧奨にもご協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

【過少申告加算税及び無申告加算税の加重措置適用件数】



※ 実地調査の結果、加重措置を適用した件数を集計したのになります。

【別添資料】

- 「財産債務調書制度」のあらまし（令和5年9月）
- 「国外財産調書制度」のあらまし（令和5年9月）
- 財産債務調書制度等の見直しについて（令和4年7月）

「財産債務調書制度」のあらまし

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

次の①又は②に該当する場合は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の6月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ① 所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合
- ② 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合（令和5年分以降の財産債務調書について適用されます。）

また、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額からその相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。また、財産及び債務に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続財産債務について、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

詳しくは、[財産債務調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁
（法人番号 7000012050002）

財産債務調書の提出にはe-Taxをご利用ください！！

① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角 16 桁の番号）が必要です。
利用者識別番号は、パソコン又はスマホで WEB からマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、財産債務調書を送信することもできます。

- ・詳しくは、e-Tax ホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

② 電子署名

財産債務調書のデータを送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、スマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で電子署名を付与して送信することができます。パソコンをお使いの方も、マイナンバーカードとスマホがあれば、「マイナポータルアプリ」でお使いのパソコンに表示される QR コードを読み取ることで、IC カードリーダーを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。



【マイナポータルアプリ】

③ e-Tax ソフトのダウンロード（無料） ※パソコンの方

[e-Tax ホームページ](#)からe-Taxソフトをパソコンにダウンロードしてください。
財産債務調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

【QRコード認証】

④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成 ※パソコンの方

マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。

- ・[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

⑤ 財産債務調書データの作成・送信

「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」の画面イメージを利用して、財産債務の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、所得税の納税地等の所轄税務署宛に送信してください。

⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

◎ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク : 0570-01-5901

受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。)

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。



【よくある質問】

QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

iPhone の名称は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Android の名称は、Google LLC の商標です。

「国外財産調書制度」のあらまし

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。また、国外財産に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、外貨で表示されている国外財産の邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場により行うものとされています。

（注）国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合に、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続国外財産について、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

◎ 罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

詳しくは、[国外財産調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁
（法人番号 7000012050002）

国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！

① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角 16 桁の番号）が必要です。
利用者識別番号は、パソコン又はスマホで WEB からマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。

- ・詳しくは、e-Tax ホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

② 電子署名

国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、お使いのパソコンに表示される QR コードをスマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で読み取ることで、IC カードリーダーを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。

iPhone Android



【マイナポータルアプリ】



【QR コード認証】

③ e-Tax ソフトのダウンロード（無料）

[e-Tax ホームページ](#)から e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。
国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成

マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。

- ・[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

⑤ 国外財産調書データの作成・送信

「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。

⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

◎ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。



【よくある質問】

QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

iPhone の名称は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Android の名称は、Google LLC の商標です。

財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

改正前

① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産
(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

改正後

改正前の提出義務者（左記の①及び②を満たす方）のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が
10億円以上の財産を有する方

② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)

令和4年

令和5年



【提出期限 (令和4年分以前の調書)】
その年の翌年の**3月15日**(注)



令和5年

令和6年



【提出期限 (令和5年分以後の調書)】
その年の翌年の**6月30日**(注)



③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

100万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

300万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。

また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までにご提出ください。

改正前

改正後

③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の
未収入金
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

借入金
未払金
(支払手形を含む。)
その他の債務

事業又は業務の用に供する「未払金（支払手形を含む）」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**100万円未満**のもの

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

用途を問わず、「借入金」・「未払金（支払手形を含む）」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**300万円未満**のもの

③-2 記載を省略することのできる範囲が広がります

家庭用動産
(現金、書画骨とう、美術
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの

③-3 新たに記載を一部省略することができます

預入高(一口)が
50万円未満の
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**
の預貯金については、その預入高の記載を省略するこ
とができます。
その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に
口座番号を記載**してください。

③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができます(国外財産調書も同様)

青色申告決算書
又は収支内訳書
に記載された
減価償却資産

**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」
欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに
区分して記載することを省略できます。
その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm】に掲載しています
(**改正分は随時掲載します**)。財産債務調書の提出義務者、提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm】に掲載しています。

